

医療機関におけるDV被害者への対応の流れ

被害者

医療機関

問診

DVが疑われる所見・症状がある

顔面、胴、胸、性器に外傷／複数の外傷／外傷が衣服の隠れた部分に集中／外傷を受けてから受診までの日が空いている／ケガの理由が曖昧 等

- 患者を一人にし、付き添いは席を外す
- プライバシーの保護
- 安心して話せる環境づくり（誰にでも同じ質問をしていることを伝える等）
- 二次的被害の防止（問診は2人対応 感情を否定しない等）

診察・治療・評価

リスク評価

- 暴力の頻度又は程度が深刻化しているか
- 加害者が、被害者と子ども、あるいは家族を殺すといった脅迫をしたかどうか
- 被害者が家を出ようとしていることを、加害者が知っている、知る可能性があるか

記録と書類の作成

医療機関で治療したという記録は、保護命令申立てや損害賠償請求、離婚調整・裁判の際に有力な証拠となる

被害者の意思確認

被害者に生命又は心身に重大な危害が差し迫っている
又は
通報の同意あり

通報の同意なし

通報

- 通報は守秘義務違反にあたらぬ
- 通報は努力義務

配偶者暴力相談支援センター

又は

警察

被害者への情報提供

DVに関する情報
DV相談窓口

通報先及び情報提供等一覧は裏面へ→

- 病院内の連携
- 加害者等からの問合せ等への対応
加害者等から問合せがあった場合、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮する

通報先

青森県内の配偶者暴力相談支援センター ※緊急時はDVホットライン

窓 口		電話番号	相談日時等
県 の 機 関	青森県女性相談支援センター	017-781-2000	月～金 8:30～20:00 土・日・祝 9:00～18:00
	DVホットライン	0120-87-3081	通報・緊急時：24時間
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022	水・年末年始を除く 9:00～16:00
	東地方福祉事務所	017-734-9950	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	中南地方福祉事務所	0172-35-1622	
	三戸地方福祉事務所	0178-27-4435	
	西北地方福祉事務所	0173-35-2156	
	上北地方福祉事務所	0176-62-2145	
	下北地方福祉事務所	0175-22-2296	
青森市配偶者暴力相談支援センター		017-734-5318	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
八戸市配偶者暴力相談支援センター		0178-38-7339	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

青森県内の警察 ※緊急時は110番

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
警察本部生活安全部 人身安全対策課	017-723-4211	野辺地警察署刑事生活安全課	0175-64-2121
青森警察署生活安全課	017-723-0110	つがる警察署刑事生活安全課	0173-42-3150
八戸警察署生活安全課	0178-43-4141	三戸警察署刑事生活安全課	0179-22-1135
弘前警察署生活安全課	0172-32-0111	鱒ヶ沢警察署刑事生活安全課	0173-72-2151
五所川原警察署生活安全課	0173-35-2141	七戸警察署刑事生活安全課	0176-62-3101
黒石警察署生活安全課	0172-52-2311	青森南警察署刑事生活安全課	0172-62-4021
十和田警察署生活安全課	0176-23-3195	外ヶ浜警察署刑事生活安全課	0174-22-2211
三沢警察署生活安全課	0176-53-3145	五戸警察署刑事生活安全課	0178-62-3241
むつ警察署生活安全課	0175-22-1321	大間警察署刑事生活安全課	0175-37-2211

※児童虐待の通報先は児童相談所へ
(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」)

情報提供先 (DV相談窓口)

○青森県内の配偶者暴力相談支援センター

DVに関する電話相談、来所相談、自立のための援助など

窓口		電話番号	相談日時等
県の 機関	青森県女性相談支援センター	017-781-2000	月～金 8:30～20:00 土・日・祝 9:00～18:00
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022	水・年末年始を除く9:00～16:00
	東地方福祉事務所	017-734-9950	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	中南地方福祉事務所	0172-35-1622	
	三戸地方福祉事務所	0178-27-4435	
	西北地方福祉事務所	0173-35-2156	
	上北地方福祉事務所	0176-62-2145	
	下北地方福祉事務所	0175-22-2296	
青森市配偶者暴力相談支援センター	017-734-5318	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)	
八戸市配偶者暴力相談支援センター	0178-38-7339	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	

○青森県内の市福祉事務所 生活相談、自立支援に関する相談など

窓口	電話番号
青森市福祉事務所	(017) 734 - 1111
弘前市福祉事務所	(0172) 35 - 1111
八戸市福祉事務所	(0178) 43 - 2111
黒石市福祉事務所	(0172) 52 - 2111
五所川原市福祉事務所	(0173) 35 - 2111

窓口	電話番号
十和田市福祉事務所	(0176) 23 - 5111
三沢市福祉事務所	(0176) 51 - 8770
むつ市福祉事務所	(0175) 22 - 1111
つがる市福祉事務所	(0173) 25 - 3116
平川市福祉事務所	(0172) 44 - 1111

○その他の相談機関

窓口	電話番号	受付日時等
内閣府 DV相談+ (プラス)	0120-279-889	24時間 メール・チャット相談： http://soudanplus.jp
青森県警察本部警察安全相談室	#9110又は 017-735-9110	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
青森県精神保健福祉センター こころの電話	017-787-3957又は 3958	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始除く)
NPO法人ウィメンズネット青森	017-752-0807	電話相談：平日10:00～14:00 面接相談：電話連絡後に決定

あおり女性相談窓口案内サイト

DVのほか、女性が抱える様々な悩みに関する相談窓口をキーワード別に紹介しています



医療関係者のための

配偶者からの暴力

被害者対応の手引き

令和6年〇月改定

青森県

はじめに

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の妨げにもなっています。

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。）は、通常の診察業務の中で配偶者からの暴力を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。そのため県では、医療関係者の皆様に、DV被害者の早期発見にご協力いただくため、平成24年3月に本手引きを作成したところです。

その後、令和5年6月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の一部改正により、令和6年4月から接近禁止命令の発令要件の拡大や保護命令制度の拡充等が図られたほか、令和6年4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援として、国、県及び市町村は、関係機関と緊密な連携を図ることが求められています。

このような背景を踏まえ、今般、本手引きの内容を改正しましたので、医療関係者の皆様には、DV防止法等の趣旨を御理解いただきますとともに、本手引きを御活用いただき、引き続きDV被害者を含む困難な問題を抱える女性の早期発見に御協力くださいますようお願いいたします。

（DV防止法）

（配偶者からの暴力の発見者における通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

目 次

1	配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）とは	
(1)	DVとは	1
(2)	様々な暴力の形態	1
(3)	なぜ「逃げない」「逃げられない」のか	2
(4)	DVと児童虐待	2
2	DVの身体的、精神的な影響	
(1)	外科的な問題	4
(2)	内科的な問題	4
(3)	精神的な問題	4
(4)	性と生殖に関する問題	4
3	DV被害者に対する医療機関の対応	
(1)	DV被害者への対応の流れ（フローチャート）	5
(2)	問診	6
(3)	診察・治療・評価	8
(4)	被害者の意思確認	9
(5)	通報	9
(6)	被害者への情報提供	10
(7)	病院内の連携	10
(8)	加害者等からの問合せ等への対応	10
4	関係機関の連携体制とその役割	
(1)	関係機関の連携体制	11
(2)	関係機関の役割	12
5	関係法令等	
(1)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	15
(2)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針	15
(3)	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	17
(4)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	17
(5)	保護命令制度の概要	18
6	通報先・DV相談窓口	
(1)	通報先	22
(2)	DV相談窓口	23

1 配偶者からの暴力(DV：ドメスティック・バイオレンス)とは

(1) DVとは

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者、**恋人**やパートナーなど親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力で、被害者の多くが女性であり、家庭という密室でおこることから外部から発見されにくいという特性があります。DVは、被害者の生命や**心身**に重大な危害を及ぼす可能性が高く、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害するものです。

さらに、DVの被害者はもとより、同居している**こども**にも影響を及ぼすこともある深刻な問題といえます。

(2) 様々な暴力の形態

暴力の形態	具体的事例
身体的暴力	殴る。縛る。蹴る。髪をひっぱる。物を投げつける。噛む。首をしめる。やけどをさせる。階段から突き落とす。など
精神的暴力	何を言っても無視をする。大声でどなる。人前で侮辱する。友人等との付き合いを制限したり禁止したりする。「実家に火をつける」「両親を殺す」などと脅す。「誰のおかげで食べられるんだ」「甲斐性なし」などと見下した態度をとる。など
性的暴力	いやがっているのにセックスを強要する。避妊に協力しない。中絶を強要する。中絶をさせない。見たくないのにポルノビデオ・DVDやポルノ雑誌を見せる。など
経済的暴力	家に金を入れない。お金を取っていく。借金を負わせる。外で働くことを妨害する。妻の収入を勝手に使う。など
こども を利用した暴力	こども に暴力を加えたり、暴力を見せる。妻から こども を取り上げる。「 こども に危害を加える」と言って脅す。 こども に母親を非難させたり、中傷することを言わせる。など

DVにおいては、女性が被害者になることが多いことから、本手引きでは女性が被害にあった場合の対応について述べています。

(3) なぜ「逃げない」「逃げられない」のか

被害者の「逃げない」「逃げられない」の背景には、以下のように暴力そのものが与える影響や、親しい関係の中で起こる特性のほか、生活基盤を失うことの不安など、様々な問題が存在します。また、「逃げない」「逃げられない」理由は一つではないと言われています。

恐怖感	被害者は「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、自分は「配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
複雑な心理	「暴力をふるうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることはできないこともあります。
こどもの問題	こどもがいる場合は、こどもの安全や就学の問題などが気になり、逃げることに踏み切れないこともあります。
失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

(4) DVと児童虐待

① こどもへの影響

DVが存在する家庭に育つこどもは、父親から直接暴力を振るわれたり、父親から母親に対する暴力に故意又は偶然によりこどもが暴力に巻き込まれたり、暴力をやめさせるために父親に対し立ち向かっていくこともあります。また、暴力を振るわれている母親が、こどもを虐待している場合もあります。こどもが父や母からのネグレクト(心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。)の被害者であるということもあります。

父親の母親に対する暴力を目撃しているこどもは、他のこどもに比べて、友人等に対して攻撃的な態度をとることが多いことが指摘されています。また、問題行動、多動、不安、自分の殻に閉じこもる、学習困難なども見られます。さらに暴力を目撃して育ったこどもは、自分の育った家庭での人間関係のパターンを学び、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうということも言われています。

② こどもへの対応（児童虐待防止法及びDV防止法）

児童虐待防止法では、こども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、こどもの見ている前で、配偶者に対して暴力を振るうこと（面前DV）はこどもへの心理的虐待にあたります。

また、DV防止法では、加害者の接近を禁止する「接近禁止命令」の対象に、被害者と同居しているこどもも含まれています。

このように、DVはこどもの心身に重大な影響を与えるものですので、DVの被害者が監護するこどもの状況についても確認し、児童虐待の早期発見に努めてください。

③ 児童虐待を発見したときの対応

児童に対する虐待を発見した場合はまず市町村又は児童相談所に通告してください。その際には、通告したことでDV被害者との信頼関係が崩れることがないように、DVの被害者に対して児童虐待防止法の関係条文（P17）の規定及びその趣旨について説明することを心がけてください。

なお、通告の際には次のような項目について状況を説明してください。

- ア 医療機関にかかった理由や経過
- イ 医療機関が虐待を疑った理由
- ウ 親が医師や看護師に行った説明
- エ 現在のこどもの医学的な危険度
- オ 医学的な予後（治療後の経過の見通し）

通告を受けた市町村又は児童相談所は初動調査を行い、こどもの安全が確保できないと思われるときは、児童相談所が緊急介入や一時保護を行います。

④ 関係機関との連携

DVに伴う児童虐待への対応は、関係機関がそれぞれの支援方針や各機関の役割について共通理解を形成したうえで被害者に対応することが重要であり、DVの被害者とそのこどもの安全が損なわれないよう、医療機関、女性相談支援センター、児童相談所等が十分な連携をとることが必要となりますので、医療機関はDVの被害者に対して、女性相談支援センターなどの相談機関の情報を提供してください。

2 DVの身体的、精神的な影響

DVが生命又は心身に及ぼす影響として、ケガなどの身体的影響、うつ、PTSD(心的外傷後ストレス障害)などの精神症状として現れる精神的影響、望まない妊娠などの性と生殖に関する影響があります。また、長年にわたり人間としての価値を否定され続けたことによる性格や対人関係の変化などがあり、日常生活にも影響を及ぼしていきます。

各種問題	内容	症状等
外科的な問題	殴る、蹴る、打つ、叩く、小突くなどの身体的暴力を受けてできる傷や打撲は、大きく分けて、暴力を受けた直後に見られるものと、症状が慢性化して現れるもの(後遺症を含む)があります。	◆暴力直後の症状・兆候 創傷、骨折、皮下出血、血腫、火傷、頭蓋内出血、難聴 など ◆慢性的な症状 創傷瘢痕、視力低下、難聴、関節痛、関節変形、腰痛 など
内科的な問題	暴力を受けるとストレスから内科的な病気が出ることがあります。	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、狭心症、高血圧症、過敏性大腸炎、過呼吸症候群、頭痛、気管支喘息 など
精神的な問題	DVによる被害の中でも、精神的被害は身体的被害よりも深刻な場合が多いといわれています。被害者に接する場合は、精神面への影響について正しい知識をもって対処することが必要です。	不安障害(パニック障害、PTSD、社会恐怖、強迫性障害 など) 気分障害(うつ病性障害 など) 物質関連障害(アルコール・薬物依存 など) など
性と生殖に関する問題	DVの暴力には、性交渉を無理強いすることや、避妊に協力しないなどの性的暴力もあります。	性感染症、性交痛、望まない妊娠、流産、度重なる中絶 など

3 DV被害者に対する医療機関の対応

DV被害者の中には、自分がDV被害を受けているというという自覚もなく、相談機関へ相談することもなく、訪れる最初の窓口が医療機関となる場合も多くあります。DV被害が疑われる患者を発見した場合は、以下の流れで対応してください。

(1) DV被害者への対応の流れ（フローチャート）

下記のとおり対応をお願いします。なお、詳細については、以下(2)～(8)を参考に
対応してください。



(2) 問診

① DVが疑われる所見・症状がある

次のような場合はDVの可能性が疑われます。

- 顔面、胴、胸、性器に外傷がある場合
- 複数の外傷がある場合
- 外傷が衣服の隠れた部分に集中している場合
- 外傷を受けてから受診までの日が空いている場合
- ケガの理由があいまいで説明が矛盾する場合
- 外傷により繰り返し受診している場合
- レイプ又は性暴力の痕跡がある場合
- 妊婦がケガをしている場合

② 発見のために必要な問診（スクリーニング）

ア 患者を一人にし、付き添いは席を外す

DVの事例では、加害者が医療機関に同行し、診察室の中まで被害者とともに入ってくるのが往々にしてあります。加害者が同席していると被害者が本当のことを言えないばかりではなく、医師等の質問に対して被害者の代わりに加害者が答えることも想定されます。このような場合は加害者に退席してもらい、被害者を一人にして問診を行うようにしましょう。

イ プライバシーの保護

問診で語られることは、必ず秘密が守られることを伝える。

ウ 安心して話せる環境づくり

- 被害者の中には、「暴力を受けていることを他人に知られるのは恥ずかしい」「暴力の問題は病院に話すことではない」と考えている人がいます。医療機関は、被害者を発見する最初の機関になることが多いので、積極的に声を掛けていくことが必要です。「暴力を受けているのは私だけではない」「暴力について話しても大丈夫だ」という安心感を被害者が得ることができ、それまで暴力と認識していなかった加害者の行為が、実は暴力だと認識することにもつながります。
- 被害者は、それまで受けた恐怖感や苦痛から事実と異なることを話したり、話をしたことが加害者に知られたりしないかと思い、理路整然と話せない場合もあります。「なぜ嘘をつくのかわ」「もっと要領よく話せないのか」と非難したりせず、じっくりと耳を傾けることが重要です。
- 被害者はそれまで男性に暴力を振るわれ続けていたために、男性に対して恐怖を感じてしまうこともあります。対応するのが男性の場合、被害者に対して恐怖を与えて

しまう可能性があることに留意しておく必要があります。

- 「家庭で危ない目にあったことがありますか」「このようなケガの場合、誰かの暴力である場合が多いのですが、誰かに暴力を振るわれませんでしたか」などと尋ねます。これは、誰にでもしている手続きであること、秘密は守られることを伝えて、被害者の不安を軽減してください。DV被害者である場合は「わたしだけではない」「暴力について話しても大丈夫だ」という安心感を与えるようにすることが重要です。また、問診のあとには次の診察の約束をすることで「次はDVの相談ができるかもしれない」というメッセージを伝えることができます。

エ 二次的被害の防止

病院や相談機関などの職員が当事者と直接対応する場合に、悪意がなくても不適切な対応によって当事者にさらなる被害(二次的被害)を与えてしまうことがあります。

当事者の声に耳を傾け、気持ちに寄り添うように心がけ、二次的被害を生じないように心がけましょう。

< 二次的被害を生まないための注意点 >

- ・ 問診は2人ですること
- ・ 当事者のことを信じる(立場を認める)という姿勢ですること
- ・ 当事者が話をしても安全な場所であると感じられるようにすること(当事者に対する守秘義務を守る)
- ・ 当事者のどのような感情も否定しないこと
- ・ 忍耐をもってかかわること
- ・ 対話しながら危険度を測ること(加害者が付き添って来ている場合は待合室にいる加害者のことも意識すること)
- ・ 「虐待」や「DV」といったレッテルを貼らない(偏見をもたない)こと

以下、暴力被害が疑われる場合の質問の仕方として良い対応例と被害者を傷つける悪い対応例を紹介します。

< 暴力被害が疑われる場合の質問の仕方 >

- ・ こちらに来る方の中には、配偶者から暴力を振るわれている方も多いのですが、あなたの場合はいかがですか。
- ・ このようなケガは、誰かに暴力を振るわれたときにできやすいのですが、あなたは誰かに暴力を振るわれたことはありませんか。
- ・ 配偶者から暴力を振るわれている方の中には「こういうことは誰かに話す事柄ではない」と思っている方もいますが、そうではありません。DV防止法ができ、被害者を支援していく仕組みが整いつつあります。あなたのために、私にできることがあるかもしれません。お困りのことがあれば話してください。

<被害者を傷つける悪い対応例>

- ・ 被害者の意思を尊重せずに個人の価値観を押しつける。
「…しなければならぬ」「…しなさい」「…すべきです」
- ・ 被害者の側に落ち度があると責める。
「あなたにもわるいところがあったのではないか」「あなたが…しないから、暴力を振るわれたのではないか」「どうして…しなかったのですか」
- ・ 安易な励ましや気休めを言う。
- ・ 応対者が主導権を握って、物事を進めようとする。
- ・ 他の人と比較する。
「もっとひどい暴力を受けている人に比べたら、たいしたことはありません」「もっと大変な状況に置かれている人がいますよ」
- ・ 被害者について一方的に決めつける。
「あなたが加害者に依存的だから、家に戻りたいと思うのです」 など

(3) 診察・治療・評価

① リスク評価

被害者を発見した医療関係者は、被害者の安全と加害者の危険度を評価した上で、生命及び心身の影響についての医学的診断、記録と書類の作成、被害者の支援、情報提供、関係機関との連携などの取り組みを進めていきます。

- 被害者の状態が、非常に深刻で致命的なものか、それとも命には関わらない、今すぐ危険ではないものなのかを評価します。
- 被害者へ自分は安全かどうか問いかけます。「安全な状況にありますか」「家に帰っても大丈夫ですか」と尋ねることで、どのくらい危険か想定できます。

次の場合は、非常に危険な因子です。被害を最小限に抑え、安全を確保するためにも、女性相談支援センターで行う一時保護制度などの情報提供が必要です。

<リスク評価（危険因子）>

- ・ 暴力の頻度又は程度が深刻化しているか。
- ・ 加害者が、被害者と子ども、あるいは家族を殺すと言ったり、自殺するといった脅迫をしたかどうか。
- ・ 被害者が家を出ようとしていることを、加害者が知っている、知る可能性がある場合は最も危険です。被害者が自分をコントロールする態度を見せると、加害者は逆上することが多いためです。

② 記録の書類と作成

被害者が医療機関で治療したという記録は、保護命令申立てや損害賠償請求、離婚調停・裁判の際に有力な証拠となります。

医師の診療記録のほか、看護記録、検査記録、臨床検査データ、X線写真等の画像記録、紹介状等も重要な意味を持ちますので、記録の作成に当たっては、具体的かつ客観的に記載してください。

〈記録作成上の留意点〉

- ・当事者のことばを「 」でくりそのまま引用するのがよい。
- ・いつ、誰が、何を、どこで、どうした、どのように、を明確にする。
- ・ケガはどの場所に何ヶ所(いくつ)で、全治何日の見込みか記述する。
- ・その理由を「夫から殴られた、蹴られた」と本人が言っていれば、その旨記述する。
- ・スケッチなどを使い、写真で表すことが難しい痛みやしびれなどを記録する。
- ・証拠能力を高めるため、写真を撮影する。この場合当事者の同意を得ることが重要。また、「全身(当事者の顔とケガが1枚の写真に入っている)を写し、日付を入れる」「ケガの部分のクローズアップを撮る」ことがポイント。

(4) 被害者の意思確認

医療関係者は、DV被害者を発見したときは、本人の同意を得た上で、警察又は配偶者暴力相談支援センター（以下、「DVセンター」という。）へ通報することができます。

ただし、「被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要」とされています。

なお、危険度が低い場合や本人の同意がない場合は、DVに関する基本的な情報、相談や支援についての情報(女性相談支援センターなどのDVセンターの存在や役割)、保護施設等の社会資源の紹介、法的なサービス、こどもや家族へのサービス、社会福祉サービスについての情報を積極的に提供してください。

(5) 通報

DV防止法では、医療関係者は、配偶者からの暴力によって負傷し、又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合は、DVセンター又は警察に通報できるとしています。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとしています。

児童虐待では、児童虐待を発見したり、疑われる場合は通報しなければならないという制度になっていますが、自分で判断できる成人の場合は、その意思を尊重してほしいとしています。被害者の意に反して通報した場合、被害者を危険にさらす可能性もありますので、被害者本人の判断で通報するかしないかを定めることが大切です。

ただし、「被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要」とされています。(配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策に関する基本的な方針第2の3の(1)イ)

(6) 被害者への情報提供

被害者の多くは、生活時間を管理されたり、交友関係や、情報に接することまで制限されていることが多く、社会から孤立させられていることが少なくありません。被害者の支援に関する情報の提供は、問題を解決するための力をつけるという意味でとても大切なことです。通報の有無にかかわらず、医療関係者は被害者へ相談機関等の情報を積極的に提供するように努めなければなりません。

また、情報提供する場合は、加害者に知られて被害者が更に暴力を受けることがないように、加害者の目につきにくい方法としたり、医療機関での相談窓口を決めておくなどの対応を検討しておくことが適切な支援につながります。

(7) 病院内の連携

医療の現場では、全ての患者に対して前述のような問診をすることは困難なことも多いと思われれます。被害者の話をよく聞き、看護師などが医療ソーシャルワーカーにつなぎ、さらにソーシャルワーカーが女性相談支援センターや福祉事務所などと連携していくといった方法もあります。

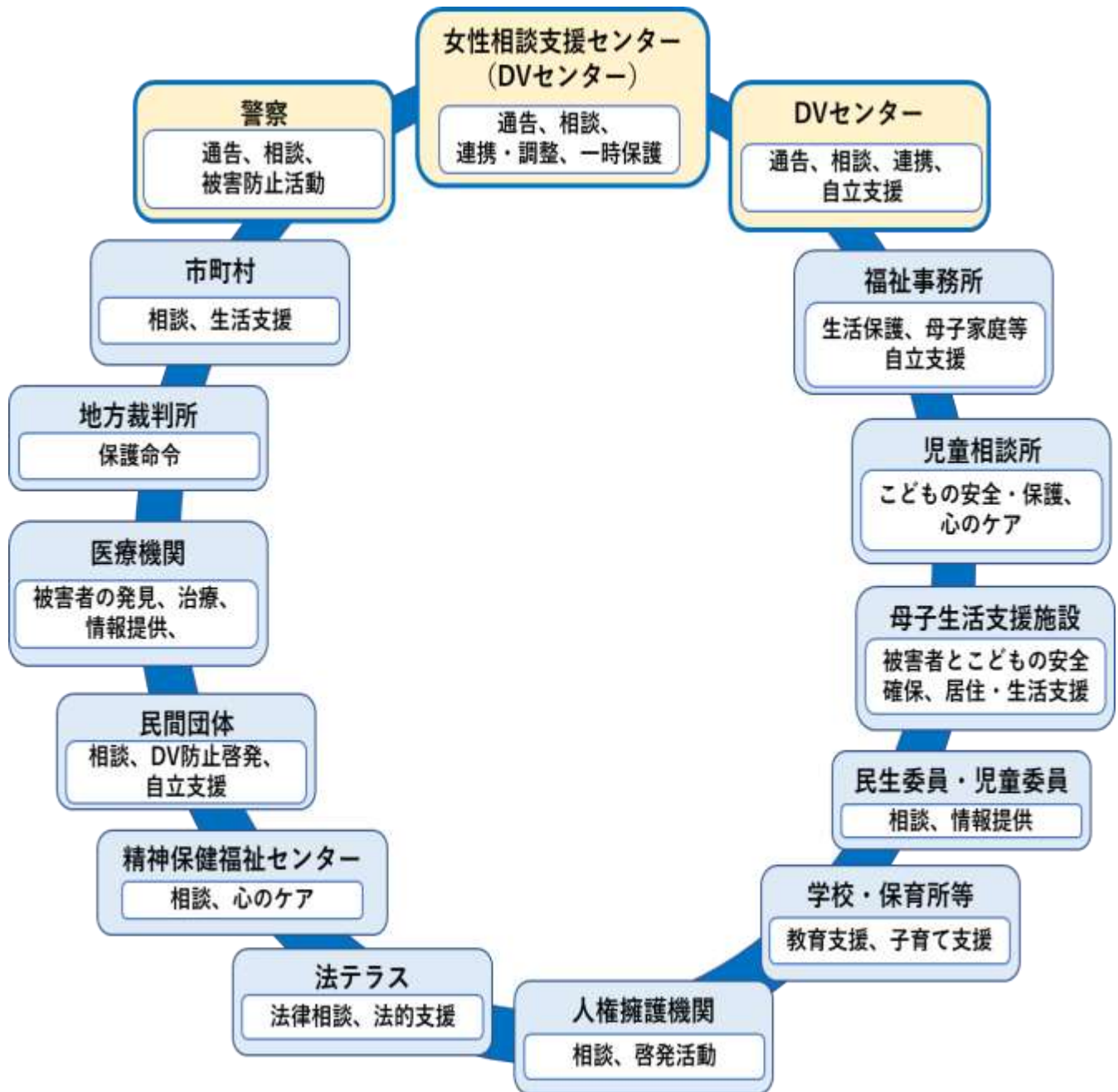
(8) 加害者等からの問い合わせ等への対応

加害者から、被害者の所在や診察内容などについて問い合わせがある場合があります。被害者の支援で最も大事なことは、被害者の安全確保です。DV防止法第23条第1項では、「職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり(中略)、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない」としています。

加害者から問い合わせがあった場合は、「申し訳ありませんが、守秘義務があるので、そのようなご質問には一切お答えできないことになっております」などと対応します。

なお、問い合わせをするのは加害者に限りません。加害者に頼まれて別の人が親族等の名前を騙って問い合わせをすることもあります。

4 関係機関の連携体制とその役割
(1) 関係機関の連携体制



(2) 関係機関の役割

① 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)

青森県ではDV防止法に基づくDVセンターを県内8か所に設置しています。また、青森市及び八戸市にもDVセンターが設置されています。

配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の業務

- 相談又は相談機関の紹介
- 夜間緊急対応 (女性相談支援センターのみ)
- 心理学的及び医学的判定 (女性相談支援センターのみ)
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の一時保護 (女性相談支援センターのみ)
- 被害者の自立促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 必要に応じて民間団体と連携

② 女性相談支援センター

女性相談支援センターは、県内1か所に設置しており、DVセンター機能のほか、配偶者からの暴力の被害者の保護等を担う支援の中心的な役割を果たしています。

また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性(性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む))」に対する①相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行っています。

なお、女性相談支援センターが行う被害者等の一時保護については、女性相談支援センターが自ら行うか、女性相談支援センターが一定の基準を満たす施設に委託して行うこととなります。

③ 警察

警察官は、通報等によりDVが行われていると認めた場合には、暴力の制止、被害者の保護など、暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めます。警察は、他の機関では対応が困難な緊急時の危機介入など、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。

④ 福祉事務所

福祉事務所は、被害者からの相談を受け、被害者の状況や必要に応じた援助等を行います。また被害者に対し、加害者から逃れた後の生活再建のための相談、助言、生活保護の実施のほか、就労等自立支援に関する援助も行っています。

なお、県の福祉事務所（6か所）は配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）になっています。

⑤ 裁判所

加害者が被害者に近寄らないようにする制度として、「保護命令」があり、被害者による裁判所への申し立てが必要です。

⇒保護命令制度の概要はP18

保護命令を申し立てる被害者は、危害が差し迫った状態にあると思われることから、裁判に日数がかかることで申立人が重大な危害を被る可能性が増大することのないよう、速やかに裁判をするよう努めることが裁判所に期待されています。

審尋期日等に申立人が裁判所に出頭する場合などに、加害者が被害者に暴力を振るう可能性もあることから、被害者と加害者が不用意に顔を合わせないように、特段の注意を払う必要があります。

⑥ 児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。子どもの安全確保やアセスメント等を目的として一時保護する機能があります。児童虐待が疑われ緊急性が高い場合は、児童相談所専用ダイヤル「189」に連絡してください（お近くの児童相談所につながります）

⑦ 民間団体

青森県では特定非営利活動法人（NPO法人）と連携を図りながら被害者の自立支援にあたっています。電話相談や面接相談のほか、悩みを抱える方が語り合える場の提供等を行っています。

5 関係法令・参考文献

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

(平成13年4月13日法律第31号、最終改正：令和5年5月19日法第30号)

(配偶者からの暴力の発見者における通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(抄)

(平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号、令和5年9月8日一部改正)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

3 配偶者の暴力の発見者による通報等

(1) 通報

イ 医師その他医療関係者等からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。)は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶

者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた被害者を発見した場合においても、必要に応じて、被害者の意思を尊重しつつ、通報を行うことも考えられる。

(イ) 被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされたりするおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は心身に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくとも積極的に通報を行うことが必要である。

(ウ) 被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、女性相談支援員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。その際、情報提供が加害者に知られないよう留意することが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等の被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

(エ) 医療関係者に対する周知

医療関係者による通報や情報提供等を通じた被害者の支援を図るため、都道府県において、関係団体に協力を求め、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、女性相談支援員、相談機関の機能等について、

医療関係者向けの広報や研修、医療関係者に対する関係機関の法定協議会への参加の呼び掛け、医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成や配布等の様々な機会を利用して周知を行うことが望ましい。また、市町村においても、関係団体に協力を求め、医療関係者に対して、関係機関の法定協議会への参加の呼び掛けを行うなど、機会を捉えて周知を行うことが望ましい。

国においては、都道府県及び市町村におけるこうした取組が着実に根付くよう、関係団体への働き掛け等に努める。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行をくわえること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者〈婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〉の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及

び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

(5) 保護命令制度の概要

① 保護命令とは

- ・ 保護命令制度とは、被害者からの申立てにより、裁判所が、配偶者等に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発令する制度です。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられることとされています。
- ・ ここでいう配偶者等は①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含みます。
- ・ 保護命令は次の6つの類型があります。

② 保護命令の種類

被害者への接近 禁止命令 【1年間】	被害者の身辺につきまといたり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
被害者への電話 等禁止命令 【1年間】	接近禁止命令の期間内の被害者に対する次の行為を禁止する命令 面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSに

	よる位置情報取得等
被害者の子への 接近禁止命令 【1年間】	被害者本人への接近禁止命令の期間内において、被害者と同居する未成年のこどもの身边につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令
被害者の子への 電話等禁止命令 【1年間】	被害者本人への接近禁止命令の期間内において、被害者と同居する未成年の子どもに対する次の行為を禁止する命令 行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等
被害者の親族等への接近禁止命令 【1年間】	被害者本人への接近禁止命令の期間内において、被害者の親族等の身边につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
退去命令 【2カ月※】 ※住居の所有者又は借人が被害者のみである場合には申し立てにより6か月間	被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

③ 保護命令の要件

< 接近禁止命令 >

配偶者からの身体に対する暴力、もしくは生命・身体に対する脅迫、もしくは自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた者が、更なる身体に対する暴力、もしくは生命・身体に対する脅迫、もしくは自由・名誉・財産に対する脅迫により、生命・心身に対する重大な危害（通院加療を要する程度）を受けるおそれがあるとき

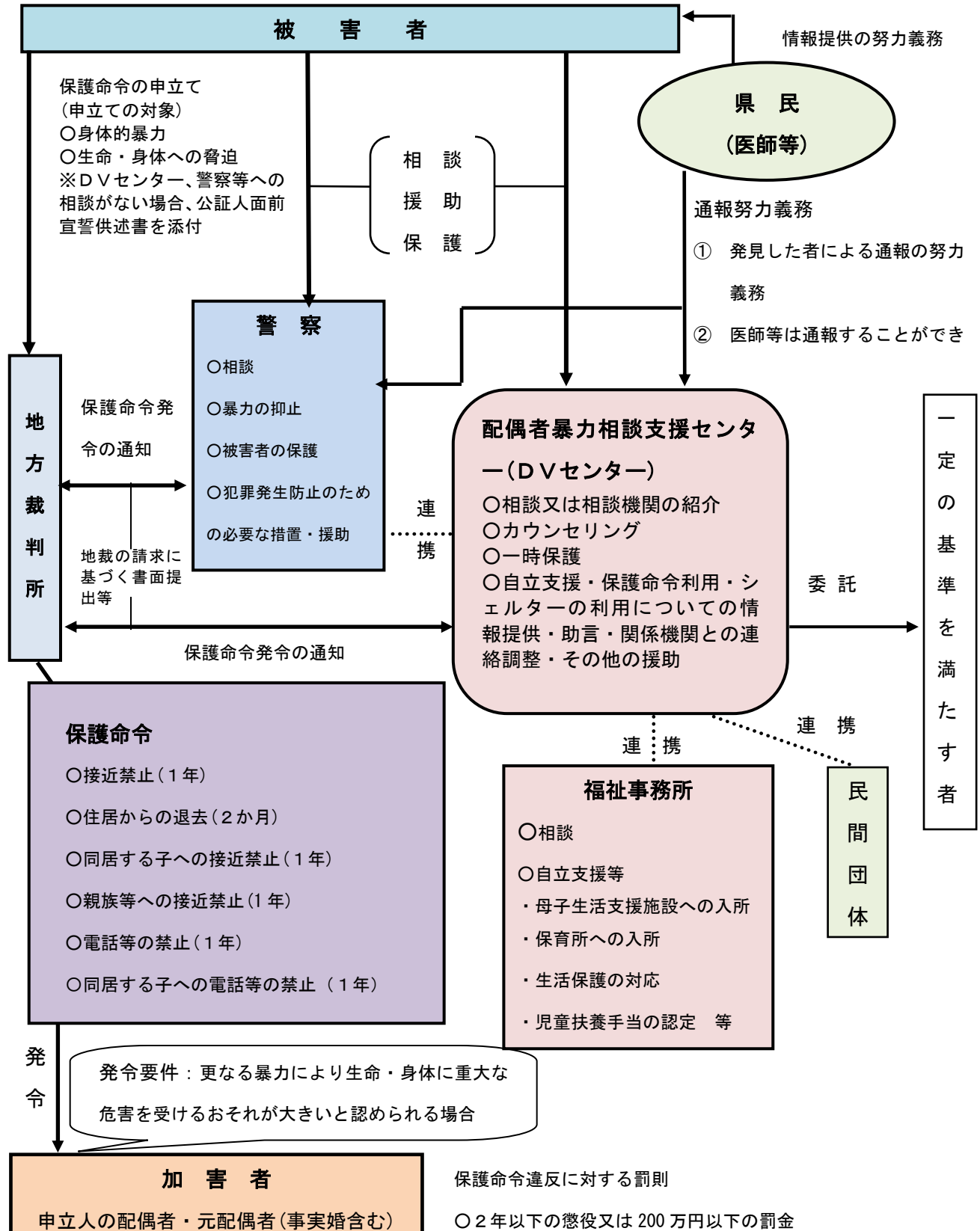
< 退去等命令 >

配偶者からの身体に対する暴力、もしくは生命・身体に対する脅迫を受けた者が、更なる身体に対する暴力、もしくは生命・身体に対する脅迫により、生命・身体に対する重大な危害（通院加療を要する程度）を受けるおそれがあるとき

④ 罰則

命令に違反した者は、**2**年以下の拘禁刑又は**200**万円以下の罰金に処せられます。

〈参考資料〉 DV被害者支援の流れ



6 通報先・DV相談窓口一覧

(1) DV通報先

青森県内の配偶者暴力相談支援センター ※緊急時はDVホットライン

窓 口		電話番号	相談日時等
県 の 機 関	青森県女性相談支援センター	017-781-2000	月～金 8:30～20:00 土・日・祝 9:00～18:00
	DVホットライン	0120-87-3081	通報・緊急時：24時間
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022	水・年末年始を除く 9:00～16:00
	東地方福祉事務所	017-734-9950	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	中南地方福祉事務所	0172-35-1622	
	三戸地方福祉事務所	0178-27-4435	
	西北地方福祉事務所	0173-35-2156	
	上北地方福祉事務所	0176-62-2145	
下北地方福祉事務所	0175-22-2296		
青森市配偶者暴力相談支援センター		017-734-5318	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
八戸市配偶者暴力相談支援センター		0178-38-7339	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

青森県内の警察 ※緊急時は110番

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
警察本部生活安全部 人身安全対策課	017-723-4211	野辺地警察署刑事生活安全課	0175-64-2121
青森警察署生活安全課	017-723-0110	つがる警察署刑事生活安全課	0173-42-3150
八戸警察署生活安全課	0178-43-4141	三戸警察署刑事生活安全課	0179-22-1135
弘前警察署生活安全課	0172-32-0111	鯉ヶ沢警察署刑事生活安全課	0173-72-2151
五所川原警察署生活安全課	0173-35-2141	七戸警察署刑事生活安全課	0176-62-3101
黒石警察署生活安全課	0172-52-2311	青森南警察署刑事生活安全課	0172-62-4021
十和田警察署生活安全課	0176-23-3195	外ヶ浜警察署刑事生活安全課	0174-22-2211
三沢警察署生活安全課	0176-53-3145	五戸警察署刑事生活安全課	0178-62-3241
むつ警察署生活安全課	0175-22-321	板柳警察署刑事生活安全課	0172-73-3151
		大間警察署刑事生活安全課	0175-37-2211

※児童虐待の通報先は児童相談所へ
(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」)

(2) DV相談窓口

○青森県内の配偶者暴力相談支援センター

DVに関する電話相談、来所相談、自立のための援助など


窓 口		電話番号	相談日時等
県 の 機 関	青森県女性相談支援センター	017-781-2000	月～金 8:30～20:00 土・日・祝 9:00～18:00
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022	水・年末年始を除く9:00～16:00
	東地方福祉事務所	017-734-9950	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)
	中南地方福祉事務所	0172-35-1622	
	三戸地方福祉事務所	0178-27-4435	
	西北地方福祉事務所	0173-35-2156	
	上北地方福祉事務所	0176-62-2145	
	下北地方福祉事務所	0175-22-2296	
青森市配偶者暴力相談支援センター		017-734-5318	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始除く)
八戸市配偶者暴力相談支援センター		0178-38-7339	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

○青森県内の市福祉事務所 生活相談、自立支援に関する相談など

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
青森市福祉事務所	(017) 734 - 1111	十和田市福祉事務所	(0176) 23 - 5111
弘前市福祉事務所	(0172) 35 - 1111	三沢市福祉事務所	(0176) 51 - 8770
八戸市福祉事務所	(0178) 43 - 2111	むつ市福祉事務所	(0175) 22 - 1111
黒石市福祉事務所	(0172) 52 - 2111	つがる市福祉事務所	(0173) 25 - 3116
五所川原市福祉事務所	(0173) 35 - 2111	平川市福祉事務所	(0172) 44 - 1111

○その他の相談機関

窓口	電話番号	受付日時等
内閣府 DV相談+ (プラス)	0120-279-889	24時間 メール・チャット相談： http://soudanplus.jp
青森県警察本部警察安全相談室	#9110又は 017-735-9110	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
青森県精神保健福祉センター こころの電話	017-787-3957又は 3958	月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
NPO法人ウィメンズネット青森	017-752-0807	電話相談：平日10:00～14:00 面接相談：電話連絡後に決定

あおり女性相談窓口案内サイト	DVのほか、女性が抱える様々な悩みに関する相談窓口をキーワード別に紹介しています	
----------------	--	---

<参考文献>

- ◇内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力 相談の手引き(改訂版)」
- ◇内閣府男女共同参画局「STOP THE 暴力」[平成21年度改訂版]
- ◇内閣府男女共同参画局「配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が新しくなります」
- ◇財団法人女性のためのアジア平和国民基金「支援者のためのマニュアルDVと保健・医療」
- ◇北海道「DVに関する医療関係者の対応マニュアルー実践版ー」
- ◇静岡県「医療機関におけるDV被害者への対応マニュアル」
- ◇愛知県「医療機関向けDV対応マニュアル」
- ◇広島県「DV被害者対応マニュアル 医療機関者向け」
- ◇富山県「DV被害者対応マニュアル」
- ◇東京都「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」

本手引きは、青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議より意見聴取の上、作成しました。

医療関係者のための 配偶者からの暴力被害者対応の手引き

平成24年3月作成

令和 6年〇月改定

青森県子ども家庭部子どもみらい課
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
電話 017-734-9302 (子育て支援グループ)

青森県DV関連HP

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kodomo/josei_DV_sodan.html

